



島根県報

平成26年12月24日（水）

第2,660号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧

（農 村 整 備 課） 2

【公 告】

公共測量の実施

（用 地 対 策 課） 2

告 示**島根県告示第703号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------------|-------------|------------|-------|
| 出雲南地区（殿森工区） | 換地計画書の写し | 告示の日から21日間 | 出雲市役所 |

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県県央県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間
平成26年12月21日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域
大田市